

土砂災害防止法の一部改正に基づく 「緊急調査」及び「土砂災害緊急情報」の概要

■法改正の目的

大規模な土砂災害が急迫している状況において、市町村が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう特に高度な技術を要する土砂災害については国土交通省が、その他の土砂災害については都道府県が、被害の想定される区域・時期の情報を提供することとします。

■法改正の背景

- 新潟県中越地震(平成16年)、岩手・宮城内陸地震(平成20年)の際、多数の河道閉塞(いわゆる天然ダム)が形成され、県など地元自治体からの要請を受け、緊急対策を国土交通省が支援しました。
- 河道閉塞・火山噴火に起因する土石流および地滑り等による大規模な土砂災害が急迫している場合、
 - ひとたび発生すると広範囲に多大な被害が及ぶとともに時々刻々と変化するリスクの把握が必要となります。
 - 住民に避難指示をする権限は市町村にありますが、大規模な土砂災害の経験が少なく、避難指示の判断等の根拠となる情報を自ら入手することが困難なため、国土交通省又は都道府県による技術的支援が必要になります。

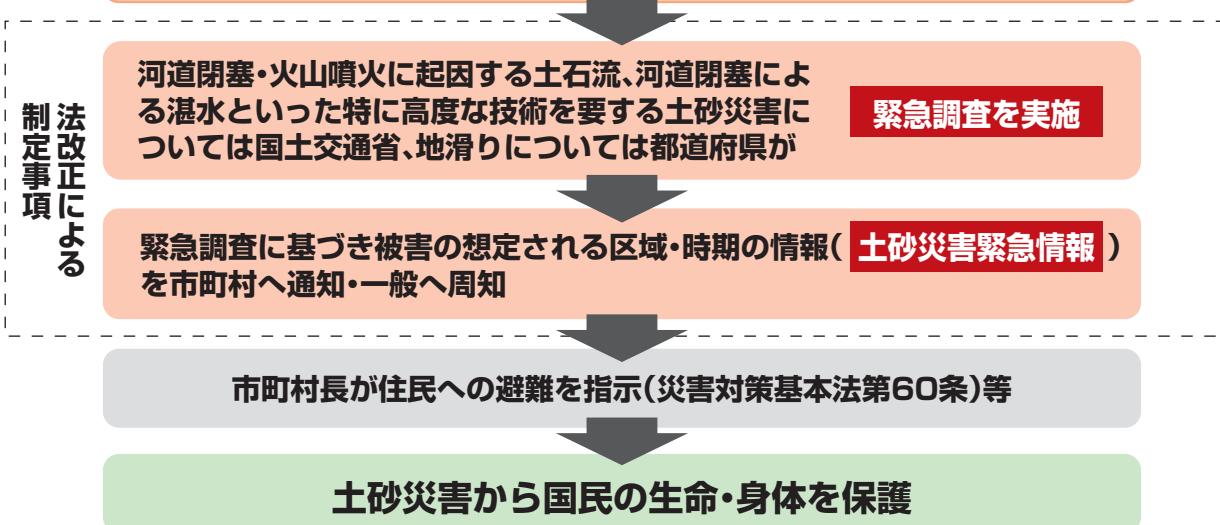
■法改正に至る経緯

平成21年2月「特殊な土砂災害等の警戒避難に関する法制度検討会」による提言

平成22年1月 第176回国会にて成立(衆院・参院ともに全会一致) 法律公布

平成23年4月 施行

大規模な土砂災害が急迫 【河道閉塞・火山噴火に起因する土石流、地滑り等】



緊急調査(法第26条、27条)

重大な土砂災害の急迫している状況において、土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため、特に高度な技術を要する場合は国土交通省が、その他の場合については都道府県が緊急調査を行うこととしています。

■河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流(国土交通省が実施)

- 河道閉塞(天然ダム)の高さがおおむね20m以上ある場合
- おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合

■河道閉塞による湛水(国土交通省が実施)

- 河道閉塞(天然ダム)の高さがおおむね20m以上ある場合
- おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合

■火山噴火に起因する土石流(国土交通省が実施)

- 河川の勾配が10度以上ある区域のおおむね5割以上に1cm以上の降灰等が堆積した場合
- おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合

■地滑り(都道府県が実施)

- 地滑りにより、地割れや建築物等に亀裂が発生又は広がりつつある場合
- おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合

